

事務連絡  
令和8年3月30日

介護員養成研修指定事業者様

岡山県子ども・福祉部長寿社会課

アナログ規制の見直しに伴う岡山県介護員養成研修事業者指定等に関する要綱に基づく実地調査の弾力的な運用について

国では、デジタル技術の効果的な活用を阻害する目視規制や書面掲示規制などのアナログ規制7項目について、令和4年7月からの2年間を集中改革期間として法令や通知・通達等の点検・見直しを行い、令和6年9月、最終的な見直し結果を公表しました。

当県でも、国の取組と合わせて条例・規則・要綱等についてアナログ規制の点検に着手したところ、当課が所管する岡山県介護員養成研修事業者指定等に関する要綱に、実地調査を行うことができる旨の記載があったため、同要綱の解釈の見直しを実施することにしました。

なお、本通知は岡山県庁ホームページ（下記アドレス参照）に掲載しておりますので念のため申し添えます。

通知掲載アドレス <https://www.pref.okayama.jp/page/593150.html>

記

1. 見直し該当条項

(1) 申請内容に関する報告又は実地調査

岡山県介護員養成研修事業者指定等に関する要綱第3(4)：目視規制

(2) 研修の実施に関する実地調査、指示等

岡山県介護員養成研修事業者指定等に関する要綱第13(1)：目視規制

2. 取扱いについて

(1) 申請内容に関する報告又は実地調査

本条項においては、デジタル技術の活用について明示されていないが、従前よりデジタル技術の活用を妨げるものではなく、当該条項において規定される報告の徴収等が適切に行われる限り、デジタル技術を活用して遠隔（Web会議システムの利用等）で当該業務を実施することとして差し支えない。

(2) 研修の実施に関する実地調査、指示等

本条項においては、デジタル技術の活用について明示されていないが、従前よりデジタル技術の活用を妨げるものではなく、当該条項において規定される報告等が適切に行われる限

り、デジタル技術を活用して遠隔（Web 会議システムの利用等）で当該業務を実施することとして差し支えない。

(3) 留意事項

本通知は、デジタル技術の活用による実施を可とするものであって、デジタル技術の活用による管理等を前提とすることを認めるものではないこと。

以上

<問い合わせ先>

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

岡山県子ども・福祉部長寿社会課

長寿社会企画班（担当：中尾）

TEL：086-226-7326 FAX：086-224-2215